

高知市上下水道事業管理者 山本 三四年

下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託の公募型プロポーザルについて

下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託の受託候補者の選定について、公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 委託業務名

下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託

(2) 委託業務内容

下知・潮江・瀬戸水再生センターにおけるアからオに掲げる業務を委託するものであり、業務内容は、下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）及び、下知水再生センター運転管理業務委託特記仕様書・潮江水再生センター運転管理業務委託特記仕様書・瀬戸水再生センター運転管理業務委託特記仕様書（以下「各特記仕様書」という。）によるものとする。

ア 委託施設の運転操作監視業務

イ 委託施設の保守点検業務

ウ 委託施設の水質試験補助業務

エ 委託施設の清掃業務

オ その他運転維持管理に必要な業務

(3) 委託期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日までを本業務期間とする。

なお、契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日までを業務引継等の準備期間とし、準備期間中の引継等に係る費用は、受託者の負担とする。

(4) 業務の履行場所

本業務の履行場所は、以下に掲げる場所とし、委託施設の詳細については一般仕様書

及び各特記仕様書による。

- ア 下知水再生センター（高知市小倉町 5 番 25 号外）
- イ 潮江水再生センター（高知市南新田町 5 番 69 号外）
- ウ 瀬戸水再生センター（高知市瀬戸一丁目 2 番 105 号外）

(5) 委託料の上限額

2,133,677,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

ただし、修繕費及び調達費については、実績に応じて上記委託料とは別途に支払うものとする。

2 手続等

下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託公募型プロポーザル募集要領によるものとする。

下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託公募型プロポーザル募集要領、同募集要領に定める各種様式、業務委託契約書(案)、一般仕様書及び各特記仕様書等は高知市上下水道局下水道施設管理課ホームページにて公表する。